

#### (4) 公務上の障害又は死亡の認定

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上となります。これに該当する事例としては、自殺があります。

自殺の場合には、判断過程において精神疾患を発症していたか否かについて判断することとなり、公務により当該精神疾患を発症したことが医学経験則に照らして明らかに認められ、その結果、自殺に至った場合には、公務上の災害と認められます。

なお、公務に関連した自殺であっても正常な判断能力の下で自殺に至った場合、つまり、精神疾患に起因しない自殺は、故意が働いたとみることができるので、公務上の災害とは認められません。